

5．都市づくりの方向性

「2．滝川市の都市づくりにおける課題」と「3．現行計画の検証」、「4．市民のニーズ（市民アンケート調査結果）」を踏まえて、今後、滝川市における都市づくりの方向性は次のように整理できます。

（1）持続可能なコンパクトな都市づくり

人口減少に対応した生活利便性施設等の再配置や超高齢社会に対応した暮らしやすい市街地形成、無秩序な市街地の拡大抑制、都市の維持コストの縮減など、持続可能なコンパクトな都市づくりを進めます。

（2）緩和・強化のメリハリある土地利用の見直し

生活利便性と安全・安心な暮らしの両立や自家用車中心の市民生活の実情への対応、未利用地の有効活用、都市的土地利用の抑制による田園景観・自然環境の保全など、緩和・強化のあるメリハリある土地利用の見直しを進めます。

（3）都市の活力増強や地域活性化の実現

4車線道路等（重要な幹線道路）の活用による土地利用形成や中心市街地活性化・街なか居住を推進する土地利用の適正な配分、人口・世帯数の減少に対応した土地利用密度向上など、都市の活力増強や地域活性化を進めます。

（4）土地利用・地区の集約化に連動した交通の実現

広範囲な生活行動・都市活動を支える広域幹線道路の整備や交通弱者の円滑な移動を支える公共交通ネットワークの整備、環境に配慮した交通手段の充実、既存道路を有効活用した適正な道路計画など、土地利用・地区の集約化に連動した交通の計画・整備を進めます。

（5）市民と協働で進める都市づくり

少子高齢化で多様化する市民のニーズに対応した都市づくり、「いつまでも住み続けたい、いつかは住みたい滝川市」の持続、コミュニティを核とした都市づくりなど、市民と協働で進める都市づくりを進めます。

第3章 都市づくりの基本的考え方と理念・目標

1. 都市づくりの方向性

1-1. 都市づくりの方向転換

～ 拡大から集積へ ～

これまで滝川市では、人口増加を前提として市街地を拡大する都市づくりを進め、住宅地や、工業団地、商業業務用地の供給や道路、公園、下水道など都市基盤の形成を行ってきました。

一方、市街地の一部に無秩序な開発が見られ、市街地の外延化、自動車社会の進行により、中心部や既存の商店街において空洞化が見られています。

また、市街地の拡大にともなう道路、下水道などの都市基盤の管理が財政を圧迫し、自動車利用の増加に伴う二酸化炭素排出量の増大が懸念されます。

これからは、地球環境や地域環境に配慮しつつ、人口減少・少子高齢化への対応も含め、環境的にも経済的にも持続可能な都市づくりを行っていく必要があります。

以上をふまえ、市街地を拡大する都市づくりから、都市基盤施設などの既存ストックを有効に活用し、拡散してきた都市機能の集積を図り、環境負荷を低減する都市づくり「エコ・コンパクトシティ」への方向転換が必要です。

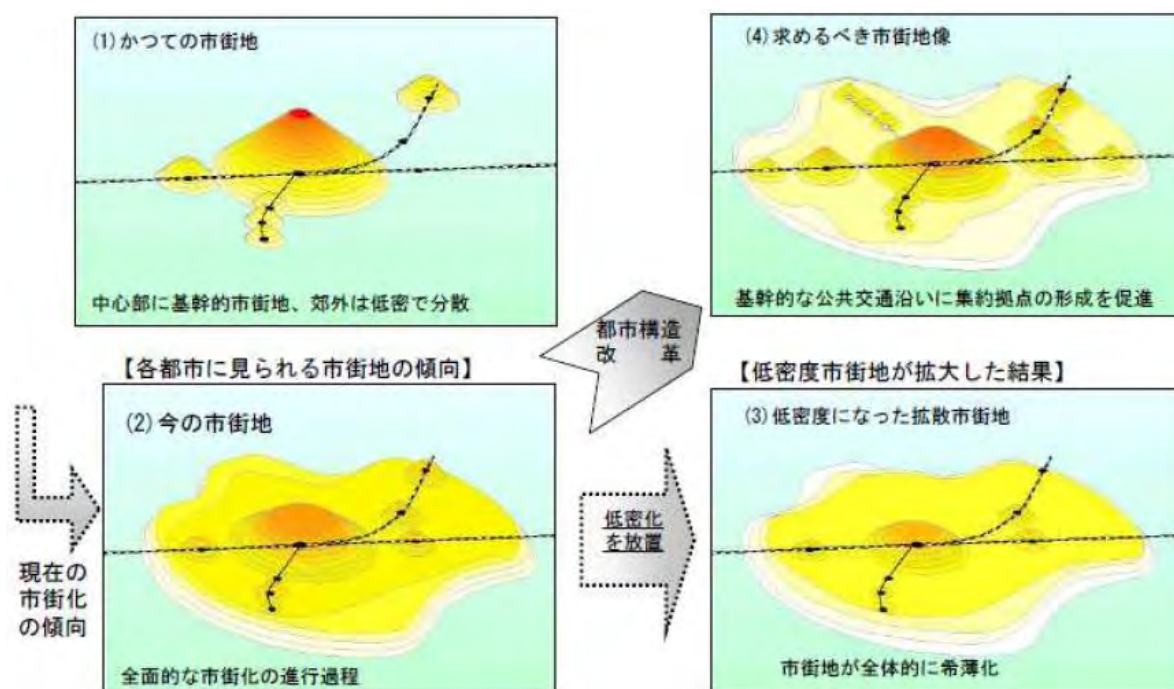


図 3.1 都市の集積化のイメージ

/ 資料：社会資本整備審議会都市計画・歴史風土分科会都市計画部会都市交通市街地整備小委員会資料

～ 行政主体からコミュニティ主体へ ～

滝川市では、滝川公園、江部乙川の治水事業（石狩川沿岸道路の整備）など、過去に市民が主体となって都市を形成してきた歴史的経緯があります。今後の都市づくりにおいても、このような先人に学ぶべき精神を引き継ぎながら、新たな都市づくりを進めることが重要です。

また、これまで国が地方の都市づくりを主導する傾向にありましたが、近年は、地方分権が進み、様々な行政分野について地方の主体性にゆだねることが増えてきました。一方、市民の価値観や生活の多様化などによって、旧来の行政サービスにおいては市民ニーズへの対応に限界がみられています。

少子高齢化で多様化する住民ニーズに応え、「いつまでも住み続けたい、いつかは住みたい滝川市」を持続させるために、今後は既存の枠組みを抜本的に見直し、地方行政と住民・NPO等が協働で住民本位の都市づくりを進めていくことが求められています。

以上をふまえ、今後は行政による基盤整備を主体とした都市づくりから、公共施設などの既存ストックを活かし、住民が主体となって住民一人一人の生活に重点を置いた都市づくり「コミュニティを核とした都市づくり」へと新たな展開を図ります。

1-2.滝川市における「エコ・コンパクトシティ」

（１）エコ・コンパクトシティの考え方

「エコ・コンパクトシティ」は、画一的・拡大志向の都市づくりではなく、地球環境や地域環境に配慮しながら、市民の暮らしやすさに視点を置いて、多様なライフステージに応じて市民が選択できる都市へと再生を図っていきます。

滝川市の地域特性をふまえた「エコ・コンパクトシティ」とは、以下に示すような特徴を持つ都市とします。

《都市のゾーニング》

都市の機能を集約し、中心市街地のにぎわいを創出する。

まちなか居住を促進するなど、高齢者などが歩いて暮らせる環境づくりを進める

公共交通を中心とした利便性の高い住宅地を形成する

郊外への市街地の拡大を抑え、周辺の豊かな農村・自然環境を守る

《都市形成のあり方》

公共交通による移動を中心とし、自動車交通への過度な依存を抑制し、環境負荷の低減を図る

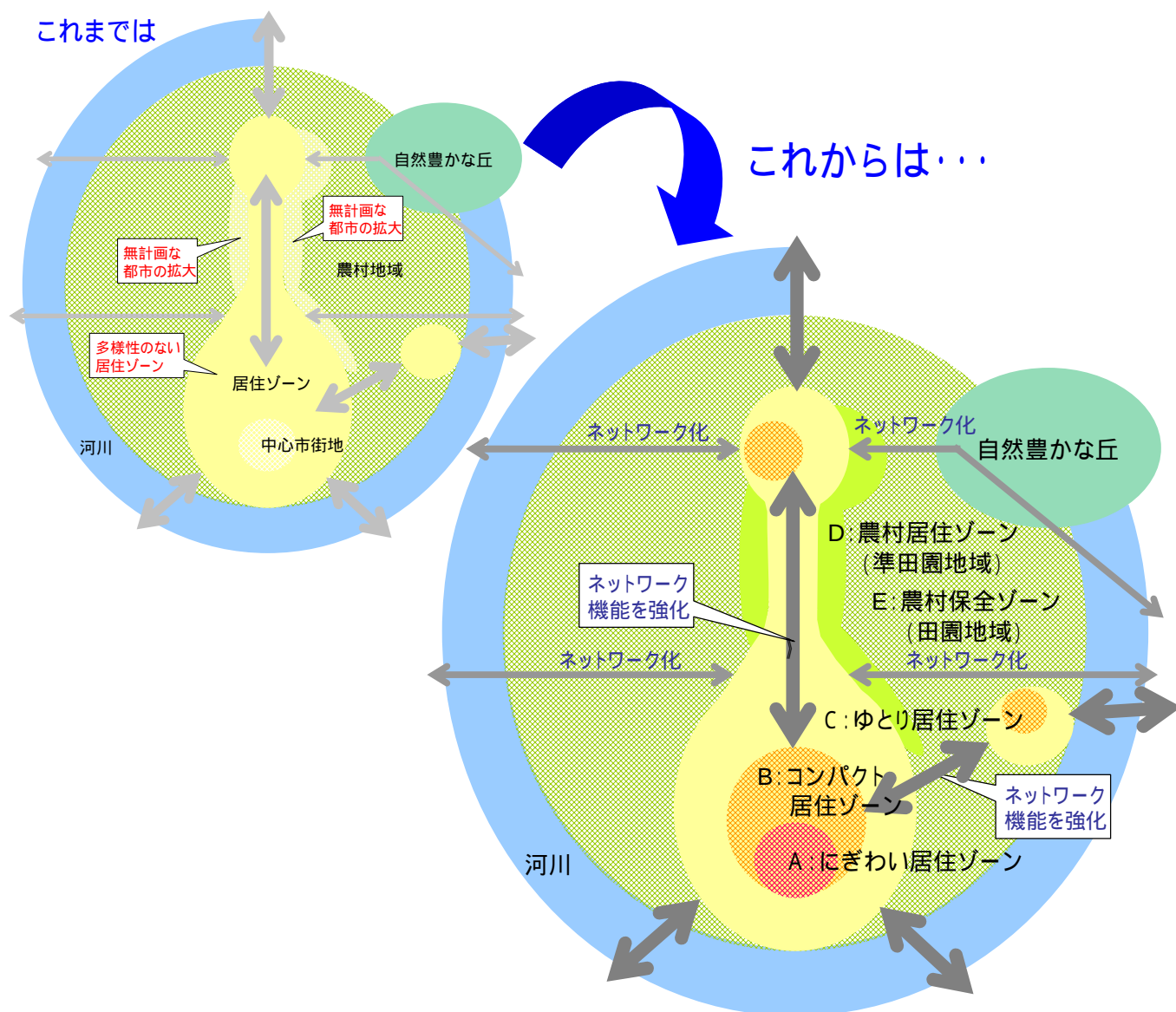
これまで整備を進めてきた既存の都市基盤を有効に活用し、都市づくりのコスト縮減を図る

地域の特徴である２大河川、豊かな自然、農村環境を活かした都市を形成する

地区特性を活かして都市の活力を創出する

（２）滝川市における「エコ・コンパクトシティ」のイメージ

以上をふまえた「エコ・コンパクトシティ」の形成を進めるための新たな都市の将来イメージを次ページに示します。



ゾーン分類		ゾーン特性	移動	活力
都市	A: にぎわい居住ゾーン	・都市の主要な機能が集約し、中心市街地のにぎわいがみられる	・歩いて便利に暮らせる環境が整っている	・都市の拠点として、多様な交流により都市の活力を創出する
	B: コンパクト居住ゾーン	・都市のコンパクト化を図る地域として、公共交通ルートを軸を中心として利便施設が集約している	・公共交通と徒歩により、便利な生活ができる	・既存都市基盤を活かして都市の活力を創出する
	C: ゆとり居住ゾーン	・低密度でゆとりある居住環境が整っている	・交通ネットワークを活用し、車と公共交通の両立により便利な生活ができる	・周辺の農村環境を保全するとともに、都市外との交通ネットワークを活かして都市の活力を創出する
農地保全	D: 農村居住ゾーン (準田園地域)	・農村環境を保全しつつ、その環境に調和した居住が可能である	・交通ネットワークを活用し、車と公共交通の両立による生活となる	・農村環境を活かして都市の活力を創出する
	E: 農村保全ゾーン (田園地域)	・効率性の高い生産緑地として、営農環境を保全する ・地域資源としての自然や農村環境を守る	・交通ネットワークを活用し、車を中心とした生活となる	・農村環境を活かして都市の活力を創出する

図 3.2 エコ・コンパクトシティのイメージ図

1-3. コミュニティを核とした都市づくり

(1) 「新たな公」による都市づくり

滝川市が今後目指す「コミュニティを核とした都市づくり」においては、従来における行政が行う都市づくりに関する公共サービスに限った「公」を見直します。地域活性化、高齢者福祉、生活支援、住民防災などの分野で、市民・NPO等・行政の協働による「新たな公」により、多様なコミュニティ構成員のニーズに応える、新たな枠組みのもとで都市づくりを試行的に進めていきます。

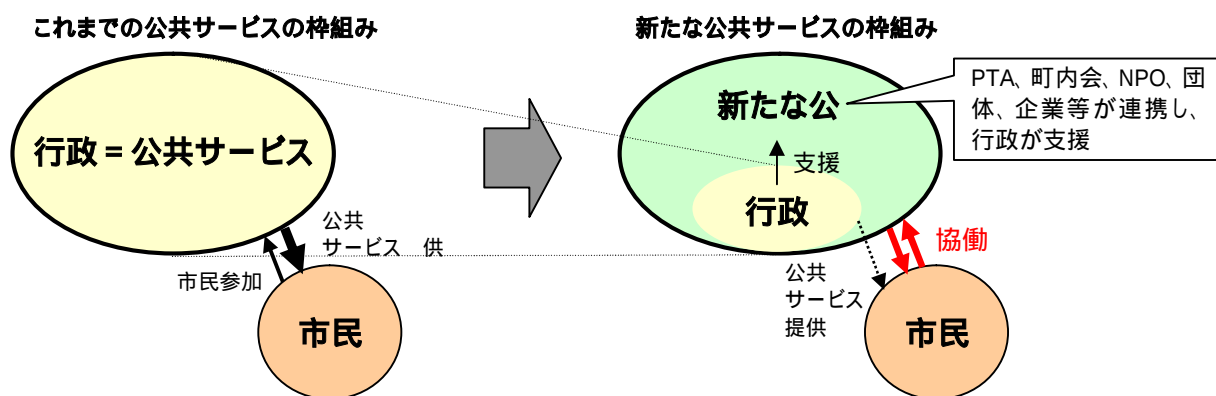


図 3.3 公共サービス提供の枠組み

(2) コミュニティを中心とした都市の骨格のイメージ

滝川市におけるコミュニティを基軸とした都市の骨格とは、以下の条件を満たすものとします。

- 住民主体の都市づくりを行うことができる一定範囲のコミュニティ街区を設定
- コミュニティ街区にコミュニティ拠点（学校・公益施設・公園・商店からなる）を配置
- 各コミュニティ拠点間を公共交通機関や道路によってネットワーク化
- コミュニティ拠点を中心としたコミュニティ軸を設定
- コミュニティ街区内のコミュニティ拠点とのアクセス性を確保

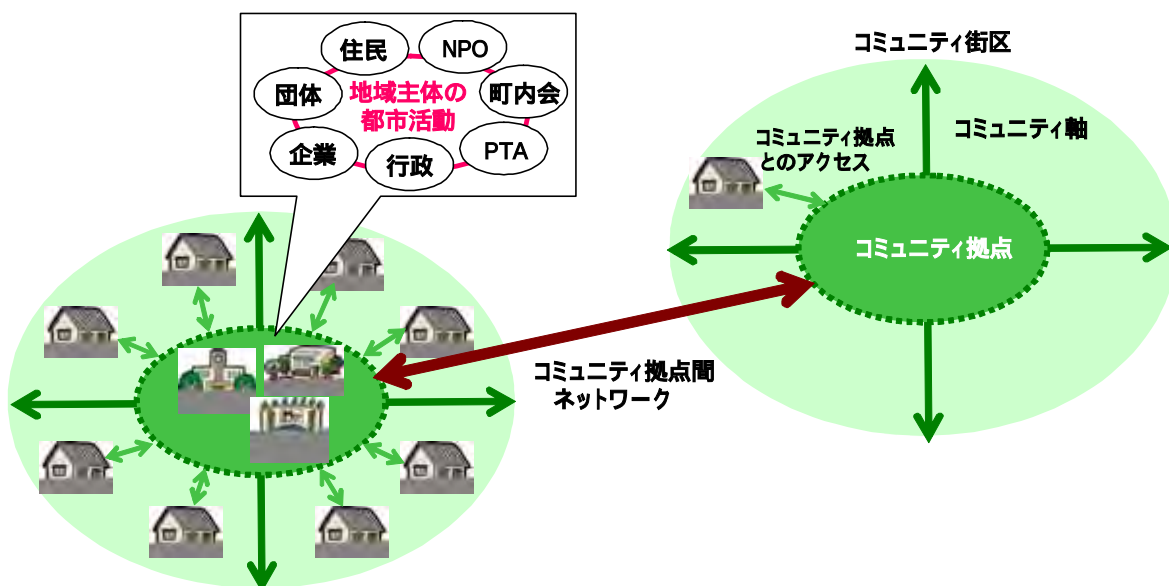


図 3.4 コミュニティを中心とした都市の骨格のイメージ図

(3) 都市づくりの具体的イメージ

(2) のコミュニティの骨格を基盤とした都市づくりにおいて、想定される都市活動の具体的なイメージを以下に示します。

【想定される都市活動（例）】

地域づくり計画の策定、地区計画等の提案（都市計画提案制度の活用）

コミュニティ拠点の形成、交流活動

空き地の活用・管理（排雪スペース、休憩スペース、市民農園、花壇など）

高齢者等の生活支援（見守り活動、除雪、買い物等の移動支援など）

地域内の公共空間の管理（ゴミ拾い、植樹など）

地域防災活動（地域パトロール、防災支援マップの作成、災害時の高齢者等の支援など）

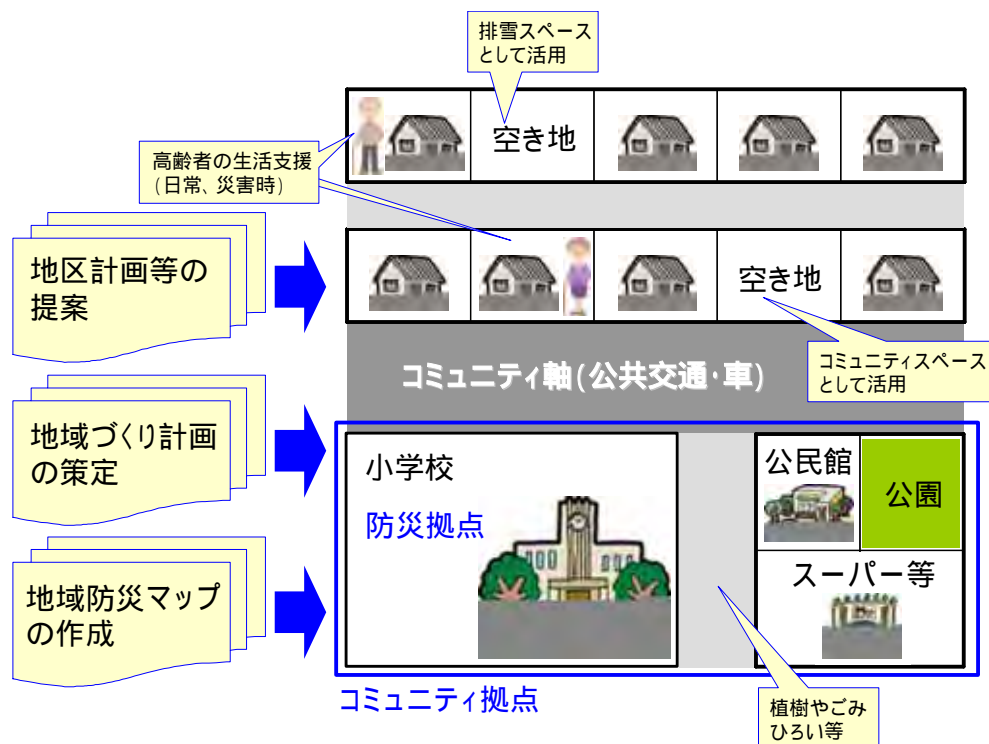


図 3.5 コミュニティが主体となった都市づくりのイメージ図

(4) コミュニティ主体の都市づくりの進め方

新たな公による都市づくりを進めるために、以下の図のような手順で体制づくりを進めることが考えられます。

都市計画マスタープラン策定時を準備段階として、今後の各地域の課題や取り組むべきこと、考えられる体制などについて検討を行います。

また、都市計画マスタープランの策定後の計画運用時には、新たな都市づくりの実現に向けて、地域コミュニティが主体的に都市づくりを推進するための仕組みづくり（関係主体による地域づくり協議会の設置、活動拠点の設置等）についての検討を行います。

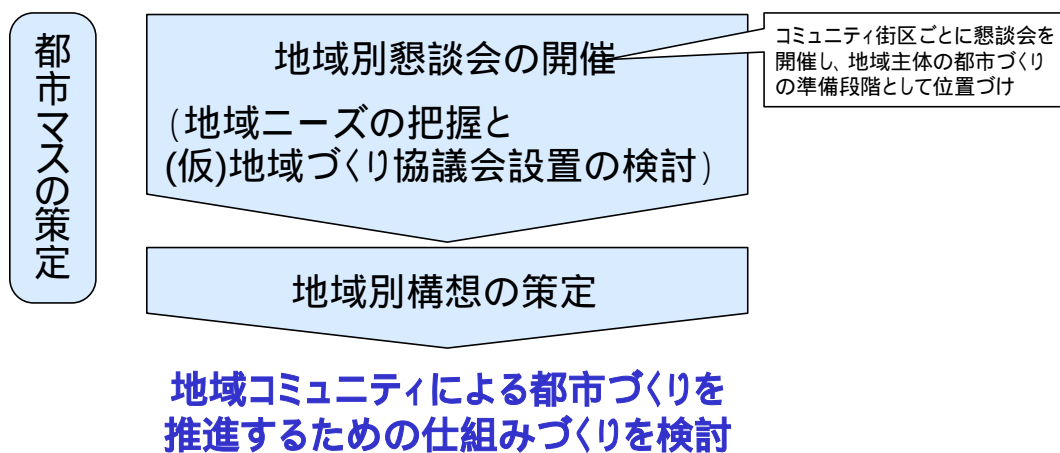


図3.6 コミュニティ主体の体制づくり検討の進め方

2．基本理念

前述の「　．都市づくりの基本的考え方」をふまえ、滝川市の今後の都市づくりの基本理念を以下のように設定します。

市民が創る「北のエコ・コンパクトシティ たきかわ」

（１）コンパクトシティの実現

道路軸等への都市機能の集約により市民の暮らしやすさを向上・持続するとともに、交通利便性を活かして地域活力を創出し、滝川市の地域特性に応じたコンパクトな都市の形成を目指します。

（２）エコシティの実現

地域資源である豊かな自然環境、農村環境を守りつつ、河川に囲まれた特徴ある自然環境や市街地を取り巻く豊かな農村環境と密接に結びついた都市づくりを進めます。また、公共交通の利便性促進、自転車利用の促進、エコカーの導入促進、既存施設等の資源の有効活用などにより、地球環境にやさしい低炭素型都市の形成を目指します。

（３）市民が創る都市の実現

市民が主体となって、市民が暮らしやすい、満足できる、住みたい都市づくりを進めていきます。

3．基本目標

基本目標１：高齢者・障がい者・子どもなど、みんなが暮らしやすい都市づくり

コンパクトで利便性の高い都市構造、ゆとりがあり快適に暮らせる居住環境、安心で安全に暮らせる都市、多様なニーズに対応できる都市を目指し、少子高齢社会において、高齢者、障がい者、子どもなど、みんなが暮らしやすい都市づくりを実現します。

基本目標２：既存ストックを活かした活力ある都市づくり

既存都市基盤の維持・活用を図りながら、都市機能の集約化を進め、中空知圏の中心都市としての役割を強化し、また、交通利便性を活かしてさらなる都市の活力を創出することにより、既存ストックを活かした活力ある都市づくりを実現します。

基本目標３：豊かな環境を守る・活かす都市づくり

重要な地域資源である豊かな自然環境、農村景観を保全し、また、石狩川、空知川の自然環境と密接に結びついた都市づくりをすすめるとともに、環境を活かして健康に暮らせる都市づくり、地球環境にやさしい都市づくりを目指し、豊かな環境を守る・活かす都市づくりを実現します。

4 . 将来都市構造

滝川市が今後目指す都市像は、都市の基本的な骨格を示す「都市構造図（骨格）」とコミュニティを軸とした骨格を示す「コミュニティ街区構造図」により設定します。

4-1. 将来都市構造図（骨格）

滝川市が今後目指す都市の構成として、都市の基本的な骨格を示す「都市構造図（骨格）」を以下のように設定します。

【土地利用】

- ・既存エリアに加え、道路交通網を活かした商業・工業の配置
- ・都市幹線（環状）沿線外住宅地の低密度化
- ・準田園、田園地域における農地の保全
- ・滝川市街地の都市幹線、江部乙市街地、東滝川市街地にコンパクト化を図る都市構造

【交通軸】

- ・「4放射1環状（P86表4.3、P90参照）」を軸とした交通体系

【環境軸、エリア】

- ・石狩川、空知川、都市内河川を軸とした緑のネットワークと自然環境エリアを位置づけ
- ・自然環境の保全を基本としつつ、都市内で発生する二酸化炭素を吸収し、観光・教育・防災等の多様な市民の都市活動の場として活用するなど、エコ・コンパクトシティの実現に向けた重要な資源としての役割を担う

【拠点・ゾーン】

- ・中心市街地、地域交流の機能強化

2 . コミュニティ街区構造図

滝川市が今後目指す都市の構成として、コミュニティを軸とした骨格を示す「コミュニティ街区構造図」を以下のように設定します。

【コミュニティ街区】

- ・小学校区を基準として設定

現時点の小学校区を基本として設定するが、学校の適正配置の検討により学校区の変更が生じた場合には、その時点のコミュニティの状況を勘案したうえでエリアの変更を検討する。

【コミュニティ拠点】

- ・原則として、小学校を含むエリアを設定し、その周辺に地域活動の拠点施設等を集約する

【拠点間ネットワーク】

- ・主要幹線街路、都市幹線街路を基本として、公共交通を中心としたネットワークを形成する

【コミュニティ軸】

- ・コミュニティ拠点を通過する都市幹線街路について、コミュニティ活動を活発に行う軸として位置づける

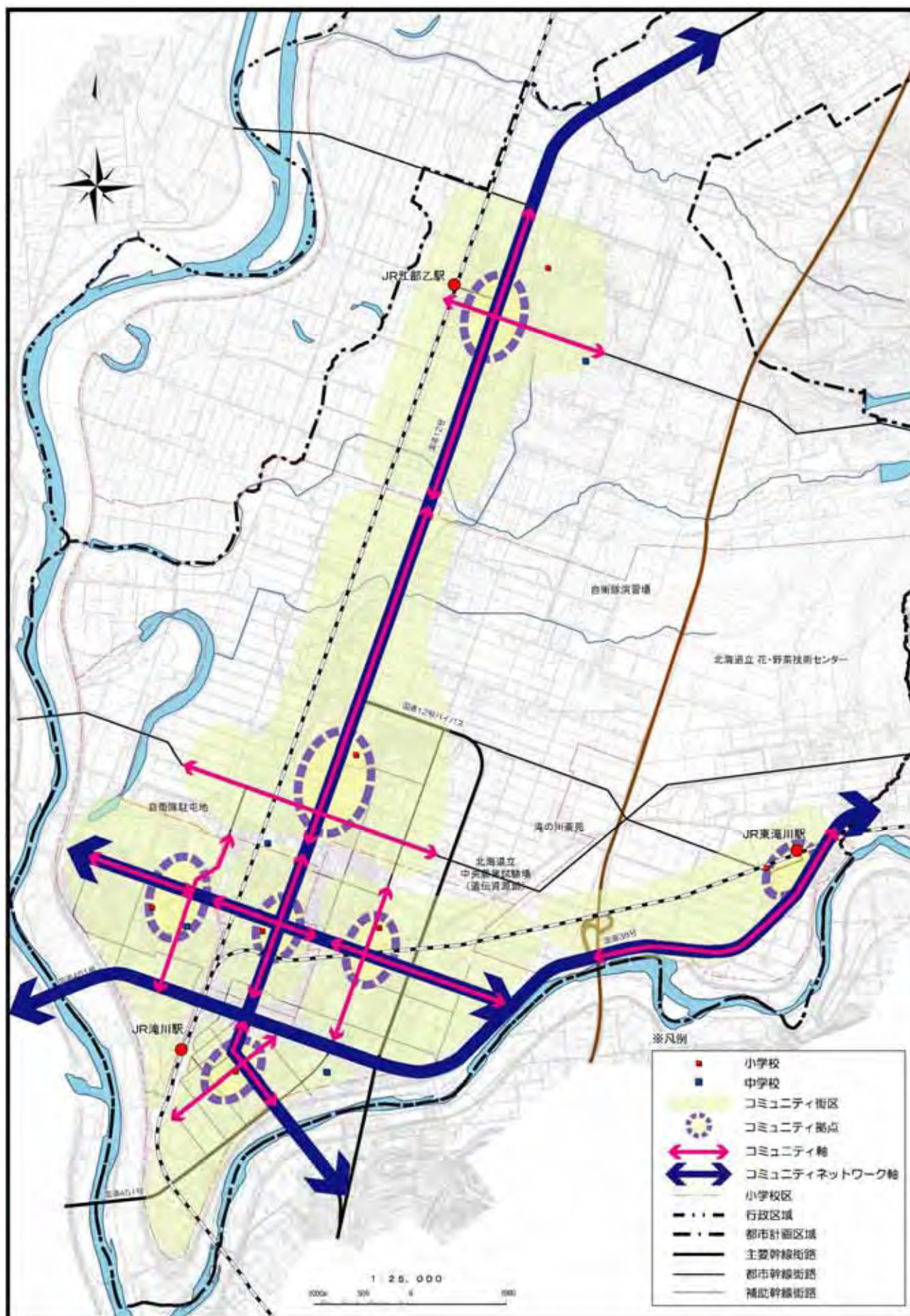
【コミュニティ街区内の拠点とのアクセス】

- ・各住民の住居がコミュニティ拠点にアクセスしやすいネットワークを形成する

※凡例

- 北海道縦貫自動車道
- 主要幹線道路
- 都市幹線道路
- 補助幹線道路
- 環状路
- 自然環境エリア
- 都市計画公園
- 行政区域
- 都市計画区域
- 住宅系地域
- 中心市街地
- 商業系地域
- 工業系地域
- 農田開発地域
- 田園地域
- コンパクト化誘導地域
- 都市機能拠点
- 地域交流ゾーン

コミュニティ街区構造図



第4章 分野別構想

1. 土地利用

1-1. 土地利用に関する現状と課題

滝川市では、人口・世帯数の減少、少子高齢化が進行し、今後さらに深刻化することが考えられます。しかし、白地地域における市街地の無秩序な拡大、市街地内における低未利用地が多くみられています。

そのため、今後の土地利用においては、市街地の無秩序な拡大の抑制、市街地内の低未利用地の有効活用、規制の緩和・強化によるメリハリのある土地利用を進めていくことが重要であり、人口・世帯数の増加を前提として進めてきた土地利用から、「人口減少、高齢化社会に対応したコンパクトな土地利用」へ方向転換を図る必要があります。

また、日常生活の利便性を確保して市民が暮らしやすい都市を形成すること、滝川市の特徴である交通利便性を活かして都市の活力を向上させることを十分考慮し、コンパクトな土地利用とともに持続可能な都市の形成を図る土地利用が必要です。

1-2. 土地利用の基本方針

人口減少、少子高齢社会に市民が暮らしやすく、持続可能な都市を実現する

(1) コンパクトな都市を実現する土地利用

無秩序な都市的土地利用を防ぎ、コンパクトな都市づくりを着実に進め、効率的な都市経営を図るため、都市計画区域全体を対象に土地利用マネジメント¹を行い、高密度なゾーン、低密度なゾーン、店舗面積による立地規制ゾーン、農地を保全するゾーンを適切に配置します。

(2) 市民の暮らしやすさを創出する土地利用

人口減少、少子高齢社会に対応した都市づくりを進めるため、市民の日常生活における利便性の向上、移動しやすさなどに配慮したゾーン、ゆとりをもって豊かに暮らせるライフスタイルを実現するゾーンを配置するなどの土地利用を行います。

(3) 都市の活力を生み出す土地利用

既存の都市基盤を有効に活用し積極的に都市の活力を向上させるため、滝川駅や街路等関連都市基盤を活用した中心市街地の活性化を図り、同時に広域道路網を形成している主要幹線街路等を活用し、日常生活や近隣の利便性を提供できる商業地、また、地域産業の育成や広域的な流通関連産業の立地等に活用できる業務地を適正に配置するなどの土地利用を行います。

¹ 土地利用マネジメント：都市計画法に規定されている用途地域、特別用途地区、特定用途制限地域指定、地区計画などを活用し、土地利用の密度、用途、容積、店舗面積等を管理する。

1-3. 住・商・工（用途地域内）の配置方針

1-3-1. 住宅地

（１）基本的考え方

都市幹線街路沿線に日常生活を支える高密度な生活利便ゾーン（店舗、診療所、教育施設等の公共施設、共同住宅等）、その他の地域にゆとりある低密度な居住ゾーンを配置し、コンパクトな都市づくりの推進と暮らしやすさの向上を図ります。

（２）配置方針

商店街を中心とした良好なコミュニティ形成や歩いて便利に暮らせる環境を重視した「**まちなか居住ゾーン**」を位置づけます。

- ・ 中心市街地（中心市街地活性化基本計画の対象エリア）内、または、その周辺の商業系土地利用の一部を住居系土地利用に見直し、都市機能の集積を活かし、高齢社会に対応した歩いて暮らせる利便性の高いまちなか居住を促進する。

日常生活における利便施設（小規模店舗、診療所、コミュニティ施設、教育施設等の公共施設など）や共同住宅等が集積した高密度な「**日常生活利便ゾーン**」を位置づけます。

- ・ 滝川市街地の都市幹線街路沿線、江部乙市街地の主要幹線道路（国道 12 号）沿線は、日常生活の利便施設を集積し、共同住宅等の高密度な住宅の立地促進により高密度化と生活利便性の向上を図る土地利用とする。
- ・ JR 東滝川駅周辺は、日常生活の利便施設を集積し、既存住宅地の維持や共同住宅の立地により、集約化と生活利便性の向上を図る土地利用とする。
- ・ 中島町、花月町、空知町などの滝川市街地南部は、近年まで人口の増加がみられていることから、今後の動向をふまえて日常生活利便ゾーンの位置づけを検討する。

、 以外の地域は、原則として、低層住宅及び低密度な中層住宅を中心とした「**低密度居住ゾーン**」として位置づけます。

【中高層を中心とする地域】

- ・ 滝川市街地の都市幹線街路（環状線）内側は、現状の土地利用を基本としながら、一定の日常利便性が確保された暮らしやすい住宅地とする。
- ・ 都市幹線街路（環状線）内側および中心市街地周辺については、まちなか居住の促進に配慮して、より利便性の高い住宅地とする。
- ・ 幸町の工業地域のうち、住宅地としての利用が中心となっている地域は住居系土地利用に見直し、一定の日常利便性が確保された暮らしやすい住宅地とする。

【低層を中心とする地域】

- ・ 滝川市街地、江部乙市街地、東滝川市街地の市街地外縁部は、ゆとりある暮らしを守る住宅市街地の形成を図る。
- ・ 中島町、空知町の地区計画が設定されている区域については、今後も低層住宅地として良好な住宅市街地の形成を図る。